

社会福祉法人太田福祉会

役員及び評議員報酬及び実費弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太田福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、下記により報酬を支払うことが出来る。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

記

名 称	日額（1人当たり）
理事会出席報酬等	5,000円

2 法人の旅費規程に準じた金額が報酬額を超える場合は、超えた分の金額を支払うものとする。

(評議員会の出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、下記によりの報酬を支払うことができる。

名 称	日額（1人当たり）
評議員会出席報酬等	5,000円

2 法人の旅費規程に準じた金額が報酬額を超える場合は、超えた分の金額を支払うものとする。

(役員の勤務報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、下記により報酬を支払うことが出来る。

2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設への指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、下記により報酬を支払うことが出来る。

記

名 称	日額（1人当たり）
役員業務報酬等	5,000円

3 法人の旅費規程に準じた金額が報酬額を超える場合は、超えた分の金額を支払うものとする。

(報酬等の総額)

第6条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間7万円以内とする。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張したときは、法人の旅費規程に準じて支弁する。

(支給方法)

第8条 報酬等の支給方法は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除し、現金支給とする。ただし、本人の申し出があった場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座へその金額を振り込むことができるものとする。

(支給時期)

第9条 報酬等の支給時期は、必要に応じてその都度、支払うものとする。

(適用除外)

第10条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第11条 この規程を改正しようとするときは、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。